分野別評価機関設立マニュアル

専門職業人育成プログラムの評価

令和 4 年 3 月 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

はじめに

- ○分野別評価機関設立マニュアル(以下「本書」という。)は、令和3年度、文部科学省 受託事業において、私立専門学校等評価研究機構(以下「当機構」という。)が作成 した、専門職業人材育成プログラム評価のための第三者評価機関設立の手引書です。
- ○「専門職業人材育成プログラム評価」は、現在審議中の「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」において文部科学省が会議開催の背景の説明の中で使用している「地域社会を支える専門職業人を養成する専修学校の役割」から実践的な職業教育にふさわしい文言として「専門職業人」という表現を採用しました。
- ○また、分野別評価は、教育プログラムの教育目標、カリキュラムの構成や内容、教育方法、学生の学修成果等に焦点をおいて行う評価であることから、「専門職業人材育成プログラム評価」という表現を用いることにいたしました。
- ○本書は、分野別第三者評価組織(機関)の設立までの手順を示しています。設立のステップの説明は一般的ですが、柔道整復師養成分野の評価組織(機関)設立までの記録を事例紹介することで、ご覧いただく方に具体的なイメージを持っていただけるようにいたしました。
- ○当機構と柔道整復師養成に係る関係 4 団体は、継続的に行っている第三者評価の実施・検証の成果を踏まえ、令和元年から評価組織(機関)の組織化に向け、検討・協議を重ね、令和 3 年 6 月、一般社団法人柔道整復教育評価機構の設立につなげることができました。
- ○本書作成の趣旨をご理解のうえ、分野別第三者評価組織 (機関) の設立を目指す、 専修学校関係団体等の皆さんに本書を参考として活用いただければ幸いです。
- ○本書の作成にあたっては、文部科学省受託事業における第三者評価機関等確立委員会、定義・要件等検討部会、連絡協議機関に関する検討部会の委員の皆様をはじめ、一般社団法人柔道整復教育評価機構、関係団体の皆様方にご指導・ご尽力をいただきました。改めて、関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

令和4年3月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

目 次

1	実践的職業教育の分野別第三者評価 とは2
	(1) 専修学校の学校評価制度
	(2) 第三者評価の必要性
	(3) 実践的職業教育における分野別第三者評価の意義
	(4) 分野別第三者評価組織(機関)設立の必要性
2	分野別第三者評価組織(機関)設立のステップ4
	(1) 柔道整復師養成分野における検討経緯
	(2) 柔道整復師養成分野における第三者評価実用化に向けた調査研究の経緯
	ステップ 1 合意形成7
	ステップ 2 設立準備8
	ステップ3 設立手続9
3	分野別第三者評価の課題
	(1) 分野別第三者評価組織(機関)設立の課題
	(2) 職業教育における専門分野の体系的分類の課題
【参	参考資料】
1	分野別第三者評価組織(機関)
	(1) 組織の名称
	(2) 組織の構成員
	(3) 第三者評価組織(機関)の要件
	(4) 第三者評価組織(機関)の組織と運営
2	2 分野別第三者評価システムの策定 ····································
	(1) 第三者評価の目的と方針
	(2) 評価基準・項目のつくり方
	(3) 評価の最終表現
	(4) 評価のステップ・実施体制

1 実践的職業教育における分野別第三者評価とは

(1) 専修学校の学校評価制度

平成14年の専修学校設置基準改正で第1条の2に「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」とし、「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定されました。

その後、平成 19 年に改正された学校教育法第 42 条において自己評価の実施と結果公表が義務化されるとともに、学校関係者評価が努力義務と定められました。

文部科学省は学校評価を促進するために、平成 24 年 3 月、「専修学校における学校評価がイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定しました。ガイドラインでは、自己評価、学校関係者評価に加えて第三者評価のあり方について言及しています。

(2) 第三者評価の必要性

第三者評価は、大学、短期大学、高等専門学校においては、平成 14 年の学校教育 法改正により認証評価制度として義務化されています。また、専門職大学院、専門職大 学等では、機関別認証評価と分野別認証評価が義務化されています。

専修学校では、法令上の規定はありませんが、教育の質保証に積極的な専修学校では、民間の第三者評価機関において任意で第三者評価を受審しています。

大学等の第三者評価制度導入の背景は、認可制度の規制緩和による準則主義の課題、単位の互換性の根拠、グローバル化への対応などが挙げられています。

専修学校においても、第三者評価は、客観性、公平性、透明性を担保し、社会的な認知、適切な評価を得るために必要不可欠といえます。

(3) 実践的職業教育における分野別第三者評価の意義

専門学校の専門課程は、専修学校設置基準で目的に応じた 8 つの分野に区分されています。職業実践専門課程におけるいわば専門職業人材育成プログラムという観点からみればさらに多種多様な課程が存在します。

このような専門学校を評価する場合は、学校運営及び教育の基本組織など分野に共通する基本事項の評価に加え、それぞれの養成分野の特性に応じた専門職業人材育成プログラム評価として分野別第三者評価が必要となります。

専門職業人材として備えるべき知識・技術、技能を付与することができる組織、教育活動であることを評価するためには、教育目標、教育課程編成、教育方法、学生の学修成果等に焦点をおいて評価を行い、その結果を公表することが重要なのです。

(4) 分野別第三者評価組織(機関)設立の必要性

分野別第三者評価を行う主体は、職能団体や学校団体等であり、大学では、薬学、 医学、技術者教育等において職能団体、学術団体等が中心となり分野別第三者評価 機関が設立されています。

理学療法士、作業療法士等のハビリテーション人材養成分野は、すでに、厚生労働省において、カリュキュラム検討会の中で分野別第三者評価の導入が決まっています。この分野では従前から、リハビリテーション教育評価機構が設立され、指定要件チェックを中心とした評価が行われてきています。

分野別第三者評価は、学校団体、職能団体、関連する業界等が連携をとり、専門職業人材の各分野の教育活動の実効性や学修成果等について的確に評価を行う必要があります。専門職業人材育成プログラムに着目した第三者評価の促進に対応するためには、分野別第三者評価組織(機関)が必要で、専門職業人材の各分野の評価組織の設立が求められています。

【分野別評価】 Disciplinary Evaluation

職能や学術の分野等の区分ごとに行われる評価。なお、文部科学省の依頼により日本学術会議が、33の学問分野について分野別参照基準を作成・公表している。これらの参照基準は、学士課程における各分野の専門教育が、その核として共有することが望まれる基本的な考え方を示し、各大学が教育課程編成において参考にすることを通じて、大学教育の質の保証に資することを目的としている。

【プログラム認定】 Professional Program Accreditation

高等教育の質保証の文脈においては、ある特定の教育プログラム全体又はその選択された一部分を対象とし、その質を保証すること。

認定の主体は職能団体や学術団体であり、それぞれの分野における専門家として備えるべき知識や能力が教授されている組織、教育活動であることを保証することを目的としている。教育プログラムの教育目標、カリキュラムの構成や内容、教育方法、学生の学習成果等に焦点をおいて評価を行い、その結果に基づいて認定の可否を判断する。

日本では、認証評価機関による専門職大学院認証評価や、日本技術者教育認定機構(JABEE)が行う工学・理学・農学分野における技術教育プログラムの認定、薬学教育評価機構(JABPE)が行う薬学教育プログラムの第三者評価等が該当する。

このほかに、世界医学教育連盟(World Federation for Medical Education: WFME)の示す国際基準を踏まえ、同機関から医学教育分野別評価の認定機関として認証された日本医学教育評価機構(Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME)が行う医学教育分野別評価基準日本版による第三者評価がある。

出典:高等教育に関する質保証関係用語集(大学改革支援学位授与機構)

2 分野別第三者評価組織(機関)設立のステップ

第三者評価組織(機関)設立までの流れは、一般的には次のとおりですが、分野ごと に様々な進め方があると考えられます。分野別第三者評価組織(機関)の設立に取組 む際の参考にしてください。

ステップ1 合意形成

①学校協会・職能団体などによる養成分野の現状や課題共有の協議の場の設定



②分野別評価組織 (機関) の説明 (各団体ごとに構成員への説明会開催)



③各種団体や関係者など組織構成、活動内容、課題等の共有(意見交換会開催)



④分野別評価組織 (機関) 設立の必要性の意思確認のための検討会開催)



ステップ 2 設立準備

⑤分野別評価組織 (機関) 設立準備委員会の設置



⑥分野別評価の課題、各団体における問題点の洗い出し(現状把握)



⑦分野別評価組織(機関)の将来像や方向性、構成員の決定



⑧分野別評価組織(機関)の事業計画案・スケジュール及び予算案の作成



ステップ3設立手続

⑨分野別評価組織 (機関) の構成員、法人格・運営・役員候補、定款案の決定



⑩総会の開催と議案(構成員・役員候補、定款、事業計画書案等)の承認



⑪設立登記、第一回理事会開催 (議題:登記事項、事業計画、当面の課題)



つぎに、令和3年6月に組織化した「柔道整復教育評価機構」の設立までの記録を基に、分野別第三者評価組織(機関)設立までのステップ1からステップ3の流れ沿って、事例として紹介します。

(1) 柔道整復師養成分野における検討経緯

- ○柔道整復教育評価機構設立については、当機構が令和元年度文部科学省から受託 した「職業実践専門課程における第三者評価の実用化に関する調査研究」事業の中 で検討を行った事例です。
- ○ハビリテーション職種の養成分野は、すでに、厚生労働省において、カリュキュラム検討会の中で分野別第三者評価の導入が決まりましたが、従前から当該分野では、ハビリテーション教育評価機構が設立され、指定要件チェックを行い、分野別第三者評価の受け皿としての組織が存在しています。
- ○柔道整復師養成分野においても次期のカリュキュラム検討においては、同じように分野別 第三者評価が導入される可能性が高く、受け皿としての分野別評価機関等が必要にな る状況にあります。
- ○柔道整復師養成分野では、平成 22 (2010) 年度、文部科学省受託事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」の中で分野特性に着目した評価の仕組みの先行研究が存在していました。
- ○さらに、柔道整復師養成にかかる学校協会など複数の団体と当機構は、連携して、平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度まで、第三者評価に関する調査研究に取組んでいました。
- ○平成 30 (2018) 年度には、柔道整復研修試験財団(以下「財団」という。)と協力し、学校運営・財務は当機構が、教育活動は財団が受け持って評価を行う方式でモデル第三者評価を実施して、この実施方式の実用性を確認していました。
- ○柔道整復師養成にかかる関係団体である、全国柔道整復学校協会、日本柔道整復師会、日本柔道整復接骨医学会、財団の4団体は、従来からの、文部科学省受託事業のモデル評価をはじめとする柔道整復師養成施設の質保証・向上の取組に対する理解と情報の共有を深めていました。
- ○上記のことを踏まえ、関係4団体等からの推薦委員と当機構において検討会を設置して、柔道整復師養成分野の評価機関組織化を目標に、課題を整理し、設立までの過程等について検討を行いました。検討会は準備委員会に発展し、参画組織の同意のもと令和3年6月には「柔道整復教育評価機構」が設立しました。

(2) 柔道整復師養成分野における第三者評価実用化に向けた調査研究の経緯

年度	主 な 事 業 内 容	備 考
平 成 26 年 度	柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムを構築 ・先行研究の調査 ・柔道整復師養成校及びそのうち職業実践専門課程認定校に対する学校評価アンケート調査実施し、現状を把握 ・評価基準、評価体制、評価結果の表現など分野別評価に重点を置いた第三者評価システムモデルを構築、モデル評価に備え、実施要項等を作成 ・機関別評価、分野別評価、実用化の方向性を検討	事業主体:評価機構
平成	26 年度の成果を基盤に柔道整復師養成校における第三者評価モデル事業を実施	事業主体:評価機構
27 年 度	・呉竹医療専門学校、信州医療福祉専門学校、東洋医療専門学校をモデル校に選定 ・受審校等ヘアンケートなどによる検証を行った。	
平 成 28 年 度	27 年度のモデル評価の成果を基盤に、柔道整復養成関係 団体による第三者評価モデル事業を継続実施 ・北海道柔道整復専門学校、東京メディカル・スポーツ専門 学校をモデル校に選定 ・啓発事業として養成校に対し評価シンポジウム実施 ・モデル評価から第三者評価システムの改善方策を抽出 ・分野別評価の評価体制の概念図を作成 ・柔道整復師養成分野における質保証体制を検討	事業主体:柔道整復 研修試験財団
平 成 29 年 度	分野別評価を視野に第三者評価組織のモデル設定による第三者評価モデル事業を実施・教育活動、学校運営、財務の評価部会を設置・役割分担により評価主体を外部の団体に委託し実施・北信越柔整専門学校、明治東洋医学院専門学校をモデル校に選定・特に評価の過程を検証	実施主体:評価機構 柔整分野のモデル校につ いて評価の主体を柔道 整復研修試験財団に再 委託
平 成 30 年 度	30 年度の実施経過を踏まえ第三者評価組織モデルによる評価を継続実施・役割分担等同様にモデル評価実施・米田柔整専門学校をモデル校に選定・第三者評価結果を踏まえた改善の取組みについてこれまでモデル校に調査を行い、改善状況を把握、第三者評価の効果を検証(PDCAの徹底)	実施主体:評価機構 柔整分野のモデル校につ いて評価の主体を柔道 整復研修試験財団に再 委託

ステップ1 合意形成

柔道整復師第三者評価機関等の設立検討部会の設置

検討期間:令和元年8月8日から令和2年1月15日(延べ5回開催)

柔道整復師養成分野第三者評価機関等検討部会委員一覧:役職は令和元年度当時

萩原正和 公益社団法人日本柔道整復師会 副会長

山口登一郎 一般社団法人日本柔道接骨医学会 理事

東京有明医療大学保健医療学部柔道整復学科講師

福島 統 公益財団法人柔道整復試験財団 代表理事

東京慈恵会医科大学教育センター教授

齊藤秀樹 公益社団法人全国柔道整復学校協会理事・東京医療専門学校校長

関口正雄 公益社団法人全国柔道整復学校協会 副会長

東京メディカル・スポーツ専門学校校長

永田昭彦 公益社団法人全国柔道整復学校協会 事務局長

(1) 第1回部会

【検討事項】

- ・モデル評価結果の検証
- ・第三者評価組織の検討の問題提起
- ・リハビリテーション教育評価機構の事例検討

(2)第2回部会

【検討事項】

- 検討課題の整理
- ・第三者評価結果の公平性と客観性を確保

する組織体制のあり方検討

・評価組織を全国柔道整復学校協会の組織内部に置く場合の留意点・課題検討

(3)第3回部会

【検討事項】

- 組織形態、業務内容、予算、決算等の検討
- ・関係団体からの経費援助方法等について事例研究

(4) 第4回部会

【検討事項】

- ・関係団体は、運営資金への支援、評価等事業実施に関する人的な支援を行うことの確認
- ・評価組織は独立した組織として設置、法人格は一般社団法人とする。
- ・組織設立のため、関係団体等による準備組織を設置する。
- ・組織の名称は仮称「柔道整復教育評価機構」とする。

(5)第5回部会

・全体のまとめ・委員会への報告事項整理



ステップ 2 設立準備

職業分野別評価機関に関する設立準備委員会の設置

検討期間:令和2年10月26日から令和3年4月7日(延べ4回開催) 柔道整復教育評価機構設立準備委員会委員一覧:役職は令和2年度当時

萩原正和 公益社団法人日本柔道整復師会 副会長山口登一郎 一般社団法人日本柔道接骨医学会 理事

東京有明医療大学保健医療学部柔道整復学科講師

福島 統 公益財団法人柔道整復試験財団 代表理事

東京慈恵会医科大学教育センター教授

齊藤秀樹 公益社団法人全国柔道整復学校協会理事•東京医療専門学校校長

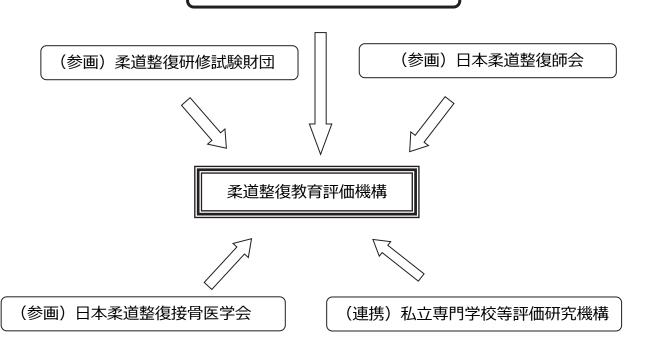
関口正雄 公益社団法人全国柔道整復学校協会 副会長

東京メディカル・スポーツ専門学校校長

永田昭彦 公益社団法人全国柔道整復学校協会 事務局長綱川ルリ子 公益財団法人柔道整復研修試験財団 事務局 真崎裕子 私立専門学校等評価研究機構 事務局長

【関係団体連携図】

(主体) 全国柔道整復学校協会



(1) 第1回会議

【審議事項】

- ・令和元年度における柔道整復師養成分野における第三者評価機関の組織化の経緯確認
- ・一般社団法人の設立に関する審議
- ・今後の協議の進め方の確認、専門学校教育の動向等に関する意見交換、その他

(2) 第2回会議

【審議事項】

- ・組織運営に関する予算、経理、計画に関する審議
- ・法人本部・事務局の所在、事業計画案に関する審議
- ・定款案に関する審議
- ・組織化に関わる各団体に関する情報交換

(3) 第3回会議

【審議事項】

- ・予算等、事業計画に関する検討・審議
- ・一般社団法人定款案等についての検討・審議
- ・今後の課題・スケジュールについて意見交換

(4) 第4回会議

【審議事項】

- ·組織名称:一般社団法人柔道整復教育評価機構
- 事業計画の検討
- ・構成員 正会員:学校の設置者、賛助会員:事業を賛助するために入会した個人又は団体
- ・一般社団法人の設立 定款案・設立登記必要書類の確認

ステップ3 設立手続

(1) 設立手続き

○登記手続き

名称:一般社団法人柔道整復教育評価機構

所在地:〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目6番2号 丸神ビル1階

登記所:東京法務局港出張所

設立年月日:令和3年6月9日 設立時の役員 設立時の社員

(2) 第1回理事会(令和7月15日)

出席者:理事5名 監事1名 オブザーバー公益社団法人 柔道整復学校協会、公益財団法 人柔道整復研修試験財団、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

【審議事項】

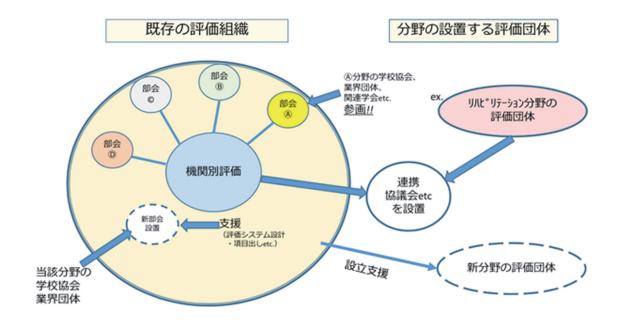
- ・登記事項の確認
- ・中期事業計画の説明及び検討

3 分野別第三者評価の課題

(1) 分野別第三者評価組織 (機関) 設立の課題

- ○分野別第三者評価組織の設立・運営には、複数の当該分野に関係する団体が参加することが必要です。国家資格取得し、専門職種として明確な場合には、同一分野の学校関係団体、関連業界、関連学会、その関連団体などが参加・協力して設置を進める動きがみられます。
- ○平成26(2014)年度からの文部科学省受託事業においても11の分野で分野特性 応じた第三者評価への取組が展開されています。しかしながら、比較的新しい分野では 業界等の関連団体が未成熟で、学校団体も存在しない場合は、独立した第三者評価 組織を設置することが困難なケースも見受けられます。
- 学校運営等の機関に関する評価項目は、概ね分野共通であることから、評価を実施する際にはできるだけ均質の評価を行えるような体制が必要です。
- ○専門職業人材の養成分野ごとに評価組織を設置すると分野に関連する評価項目に比重が傾き、学校運営等に関する項目が十分に評価できないおそれも想定されます。これをバランスよく評価するには、財務基盤の評価など学校運営等の評価に習熟した評価委員の参加が不可欠です。
- ○このような課題を解決するためには、十分な時間が必要となります。しかし、職業実践専門課程の教育水準の明確化や社会認知度の向上などを考慮すると専門職業人育成の第三者評価の速やかな普及を図ることが必要で、その対策としては、次に掲げる図のような取組が有効であると考えられます。この図では、既存の評価組織がこれまで培ってきた専修学校評価のノウハウを生かして、三つのケースを示しました。
- 【ケース1】 分野で設立した評価組織(機関)が既に存在している場合に、連絡協議会を設置し、学校運営等に関する評価方法などを互いにサポートしながら、各評価組織(機関)における評価活動を進めてもらう取組が考えられます。そのためには、連絡協議機関の設立が必要です。
- 【ケース2】 分野で評価組織(機関)を設立していない場合、既存の評価組織(機関)の中に分野別部会を設置し、分野関係者と既存の評価組織(機関)の委員が一体となって評価活動を行うことが考えられます。
- 【ケース3】 関係団体が未成熟な新分野については、【ケース2】と同様に評価を行う部会を既存の評価組織(機関)内に設ける場合で、外部に評価組織(機関)設立するための支援を行う取組です。

評価組織の取組イメージ



(2) 職業教育における専門分野の体系的分類の課題

- ○分野別第三者評価の分野の括りから考えると職業教育における専門分野の体系的分類が確立していないという基本的な課題があります。
- ○法令で義務化されている専門職大学院では、申請した領域ごとに継起的に分野が定められているのが現状です。専門職大学等では、専門分野ではなく学問分野分類の枠において、当面の認可手続きが行われています。
- ○専門職大学院の例にもあるとおり、職業分野は多様であるため専門職大学等の分野別認証評価を行う団体が存在しないことも予測できるため、文部科学省は、学校教育法施行規則において、評価機関に代わる組織による評価も当分の間は可能としています。
- ○国内には総務省の日本産業分類、日本職業分類など様々な分類がありますが、それらの関連性について、議論は未着手であり、職業教育における分野分類を含んだ国家学位資格枠組み(NQF)が存在しないため、職業教育の国際通用性への道筋が見えないと指摘されています。
- ○さらに、実践的職業教育の評価、特に分野別評価の検討を進めるためには、職業あるいは職能の単位をどのように捉えるかが重要であり、既に、評価単位となるべき分野分類の明確化、体系化の確立を課題として各方面で調査研究が行われています。

特に、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会で取組まれている職業分類に関する調査研究の動向も注視しながら検討を進めるべきであると考えます。

【参考資料】

1 分野別第三者評価組織(機関)

(1) 組織の名称

名称は、各組織で独自に決定します。特に養成分野の名称を名乗るなど、評価対象と第三者評価を行う組織であることが分かる組織名称が必要になります。

(2) 組織の構成員

構成員は、学校単位が基本でが、養成分野の職能団体、学校団体など各種団体、 また、個人等多様な主体で構成されます。養成分野の職能団体、学校団体など各種 団体、また、個人等がそれぞれ連携・協力して分野別評価の事業活動を実施します。

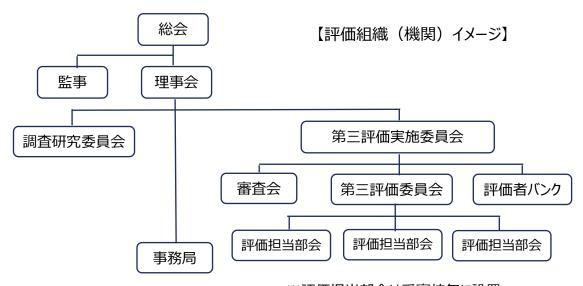
(3) 第三者評価組織(機関)の要件

組織(機関)の要件は、大学等を対象とした認証評価機関と同じような次の要件を 充足していることが基本です。

- ○組織(機関)が行う第三者評価の目的等、基本的な方針を明確に、評価基準等 を定め、客観性、公平性、公正性を備えた評価実施体制があること。
- ○第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)で、法人運営等についてホームページ等で公表していること。
- ○評価結果について対象学校からの意見の申立ての機会を付与していること。

(4) 第三者評価組織(機関)の組織と運営

組織(機関)では、第三者評価の実施のほか、研修など各養成分野の課題に応じた事業に、継続的に取組みために、事務局や評価部会を設置するなどが必要となりま。



※評価担当部会は受審校毎に設置

2 分野別評価システムの策定

(1)第三者評価の目的と方針

第三者評価を行う組織(機関)は、第三者評価の目的等、基本的な方針を明確する必要があります。基本方針に基づいて、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた評価実施体制により第三者評価を実施することが求められています。

【私立専門学校等評価研究機構における評価目的】

- ①専門学校教育の質・水準の明確化
- ②専門学校教育の質・内容の向上
- ③専門学校教育の社会的認知の向上
- 4専門学校のステークホルダーとの協同関係の向上
- ⑤学校選択への利便性提供

【私立専門学校等評価研究機構における評価方針】

- ①専門学校等評価基準に基づく評価
- ②自己評価に基づく評価
- ③業界関係者など外部者も含む評価
- ④透明性・公正性・公開性の高い評価

(2)評価基準・項目のつくり方の基本

- ①第三者評価システムの基本構造・項目体系つくります 評価の仕組みの構築にあたっては、評価の観点に基づき、ガイドラインを基礎に評価項 目・評価基準を体系的に整理して必要な項目を設定します。
- ②特に必要のある場合は、任意に大項目を追加設定します。
- ③大項目の下に中項目、その下により具体的に小項目・チェック項目を配置します。
- ④評価の単位を決めます。評価の単位とは具体的にどのようなくくりで評価結果を出すかということです。当機構では、中項目単位に評価しています。大項目単位、あるいは、総評として評価する方法もあります。

【評価の観点とは】

- i 設置基準等の基準との適合性の評価
- ii 職業実践専門課程の各認定要件との適合性の評価
- iii 学修成果等についての目標設定と達成度の評価
- iv 内部質保証の体制、機能・効果の評価

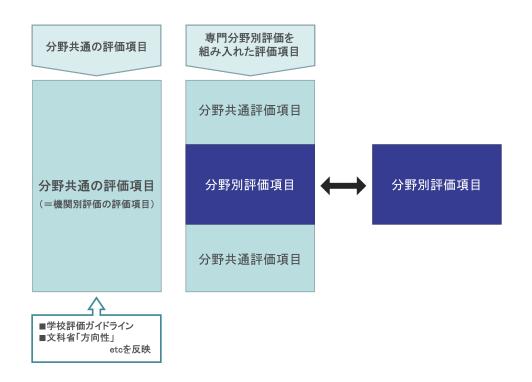
【参考】

		新たな分野	横断的な第三者評価モデル基準	準と文	部科学省ガ	イドラインの評価項目	
区分	分野横断的な第三者評価モデル基準				文部科学省・専修学校における学校評価ガイドライン [別添5:自己評価における評価指標・観点・参考資料一覧表(イメージ案)]		
)J		大項目	中項目		大項目	中項目	
		教育理念•	教育理念・目的		教育理念、 目的、 人材育成像	教育理念•目的	
	1 1 1 "	目的	育成人材像と関連業界の人材ニーズ	I		人材育成像	
			入学者の受入れ方針			7 (1) 11/4/12/	
	2	教育活動	教育理念、目的、目標に沿った教育課 程の編成方針	П	学校運営	法人運営	
			専攻分野における企業等との連携体制 を確保した教育課程の編成			学校運営	
			卒業後のキャリア形成への適応性、効果		教育活動	カリキュラム	
			専攻分野における実践的な職業教育の 実施			教育の方法	
教			教員の組織体制			教育の評価	
育		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	教員の資質向上に向けた組織的な取組			成績評価	
活			専攻分野における教育上の必要性に対 応した施設・設備	Ш		資格試験	
動			学生募集、入学選考			教員の組織	
と学			成績評価・単位認定、進級・卒業判定の 基準			職員の組織	
修			授業評価			各部・課間の連携	
成			学生の健康管理			入学者の状況	
果			学生相談	IV	学修成果	中途退学者の状況	
未	3	学生支援	学生生活の支援			卒業生の状況	
			退学率の低減		生徒• 学生支援	進路·就職対策	
			学生の意見・要望への対応			学生相談	
			卒業生への支援			経済支援•健康管理	
	4	学修成果	専攻分野の教育活動における目標と取 組の成果	V		進路·就職対策	
			専攻分野における就職に関する取組の 成果			中退対策(保護者との連携等)	
			専攻分野における資格率の向上と取組 の成果			卒業生・社会人への支援対策	
			卒業生の専攻分野における社会的評価			施設·設備	
内部		内部質保証	関係法令・専修学校設置基準等の遵守 と適正な学校運営	VI	教育環境	機材·備品	
質	5		学校評価の実施と結果の公表			インターン・実習等の環境	
保			学校評価に基づく改善の取組			危険管理と危機管理	
証			教育情報の公開	VII	生徒募集	学生募集広報	
経	6	経営・財務	設置法人の組織運営	VIII	財務	財務状況	
営・学校運営			財務運営			監査	
		学校運営	監査・財務情報の公開		法令等の遵守 社会貢献・ 地域貢献	財務状況の情報公開	
			学校の運営組織	IX X		法令遵守の状況	
			運営方針・事業計画			適切な学校評価の取組	
			学校における安全対策			社会貢献等の取組	
社会	8	社会貢献 	社会貢献•地域貢献	XI	国際交流 (必要に応じて)	留学生等の受入れ等における適切な管理	
貢献	O		ボランティア活動			国際交流の状況	
		(大項目 8)	(中項目 35)	(大項目 11)	(中項目 33)	

(3) 分野に特化した評価システムの構築

- ①分野別評価項目の開発は、当該分野の学校団体、業界団体、学会など関係係団体 からの支援・協力のもと協同して開発に取組むことが必要です。
- ②特に専門分野ごとの特質が異なっているのは、教育活動関連の評価項目です。①の取組が当面困難な分野、学校、学科は、下記のモデルのように業界が求めるコンピテンシーの把握、学修成果及び成果の評価方法、学内外の実習のあり方、教員の要件と専門性、教育の方法などについて、一般的な項目表現で第三者評価を実施することも可能です。

2つの評価項目モデル



③職業実践専門課程の第三者評価事業において、平成 30 (2018) 年度、鍼灸師等養成分野の分野特性に特化した評価基準の策定のために、鍼灸師等養成にかかる関係機関の委員により鍼灸師等養成分野の第三者評価モデル基準書を策定し公表しました。 当該評価基準の策定の検討において、評価の観点・視点、専門領域に必要な留意 点などを分野特性に応じて抽出することで、それぞれの分野の特性に応じた項目・基準

点などを分野特性に応じて抽出することで、それぞれの分野の特性に応じた項目・基準が策定できることを確認しました。

上記のように鍼灸師等養成関係団体推薦の委員と検討し、策定した第三者評価モデル基準を用いて、令和元年度、モデル第三者評価を実施した。モデル第三者評価をとおして、その適確性を確認しています。

(4)評価の最終表現

第三者評価の評価結果は、評価基準の適合性について表現することが基本です。

○当機構では評価結果を次のように表現することにしています。

第三者評価の結果は、中項目毎に、「可」または「否」の判定とその判断理由をコメントします。また、10の基準項目(大項目)についての総合コメントを示します。

○大学における分野別認証評価では、評価結果を次のように表現しています。

【公益財団法人大学基準協会における獣医学教育の評価の例】

○○大学○○学部○○学科に対する評価結果

I判定

(認定する場合)

評価の結果、貴大学〇〇学部〇〇学科(学士課程)は、本協会の獣医学教育に関する基準に適合していると認定する。

認定の期間は20○○ (平成○○) 年3月31日までとする。

(認定しない(否)場合)

評価の結果、貴大学〇〇学部〇〇学科(学士課程)は、本協会の獣医学教育に 関する基準に適合していないと判定する。

Ⅱ 総評

貴大学〇〇学部〇〇学科の目的は、「〇〇〇〇〇〇と、獣医師法に定める獣医師養成の観点に沿って定めている。また、この目的は、ウェブサイトや大学案内を通じて社会一般に広く明らかにしている。

上記の目的は、全般的におおむね達成されており、特に、〇〇〇〇などは評価できる。 しかし、以下の諸点については、改善に向けて検討することが望まれる。

○○○○○いること、○○○○○ことなど、検討すべきさまざまな課題を有している。 これらの点については、改善に向けて今後も継続して自己点検・評価活動に取り組み、 貴学科の質のより一層の保証・向上を図り、貴学科の特色をさらに伸張していくことを期 待したい。

Ⅲ 獣医学教育に関する基準の各項目における概評及び提言

1 使命·目的

<概 評>

〈提 言〉

- (1)長所
- (2)特色
- (3) 検討課題
- (4)勧告

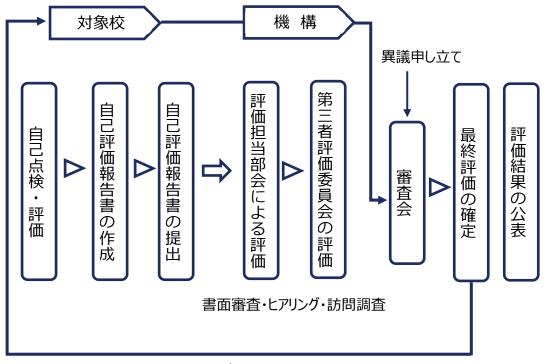
大項目2~8 省略

以上

○評価結果の表現は、基準適合の可否のほかに、理由のコメントのほかに評価できる点、特長ある教育活動、検討課題、改善の必要な点等、学校の教育活動に必要な事項 についてわかりやすいようにコメントすることが必要です。また、評価の受審にあたって学校 がこの点をよく理解していることが何より重要です。

(5)評価のステップ・実施体制

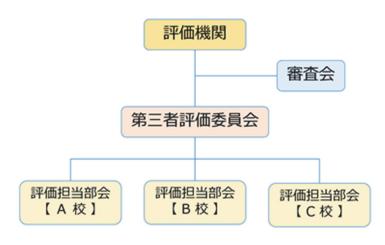
○評価のステップとは、第三者評価の受審校の自己点検・自己評価から始まる手順のことで評価の一連の流れを表したものです。次に当機構の例を図式で示します。



通知

○実施体制とは、評価 を実施するための体 制で、当機構の実施 体制を次に示します。

【評価実施体制モデル】



※ 評価担当部会は評価を受ける学校ごとに設置する。

令和4年3月発行(禁無断掲載)

令和3年度文部科学省受託事業 職業実践専門課程等に関する支体制づくりの推進 分野別評価機関設立マニュアル 専門職業人育成プログラムの評価

発行 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階 電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-962

E-mail: info@hyouka.or.jp URL: http://hyouka.or.jp